デジタル化推進対策特別委員会会議録 令和4年6月24日

場 所 第4委員会室

令和4年6月24日(金曜日)

午前9時59分開会

会議に付した案件

○概要説明

教育委員会

1. 学校におけるデジタル化推進に向けた国の動向と本県の取組について

○協議事項

- 1. 県内調査について
- 2. 次回委員会について
- 3. その他

出席委員(11人)

委 員 長 安田厚 生 副 委 員 長 太田清 海 委 員 星 原 诱 蓬 原 正 三 委 員 守 季 員 濵 砂 委 員 西 村 賢 委 員 日 髙 陽 委 員 日 髙 利 夫 委 員 湍 行 潤 委 員 河 野 哲 批 図 師 博 規 委 員

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長 黒 木 淳一郎 副 教 育 長 田 村 伸 夫 教 育 次 長 (教育政策担当)

 教育振興担当)
 東
 宏太朗

 教育振興担当)
 中尾慶一郎

 教育課長
 高橋哲郎

 義務教育課長
 佐々木孝弘

 特別支援教育課長
 横山頁一

 人権同和教育課長
 北林克彦

事務局職員出席者

政策調査課副主幹 田代 篤生 政策調査課主査 澤田 彩子

〇安田委員長 それでは、ただいまからデジタ ル化推進対策特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程でありますが、お手元に 配付の日程(案)を御覧ください。

本日は、教育委員会から、学校におけるデジタル化推進に向けた国の動向と本県の取組について概要説明を受けた後に、質疑を行いたいと思います。

その後、県内調査等について御協議いただき たいと思いますが、このように進めてよろしい でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇安田委員長 それでは、そのように決定いた します。

暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

〇安田委員長 委員会を再開いたします。

本日は、教育委員会に出席していただいております。

執行部の皆さんの御紹介につきましては、お 手元に配付の配席表に代えさせていただきます。 それでは、概要説明をお願いいたします。

○黒木教育長 おはようございます。教育委員 会でございます。本日はどうぞよろしくお願い いたします。座って説明をさせていただきます。

それでは、本日御報告させていただきます項目につきまして御説明いたします。

お手元にお配りしております委員会資料の表紙、下の目次を御覧ください。本日は、特別委員会から御指示のありました、学校におけるデジタル化推進に向けた国の動向と本県の取組について御説明させていただきます。

私のほうからは以上でありますが、内容につきましては、引き続き関係課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

〇中尾教育政策課長 教育政策課でございます。 それでは、お手元の資料に沿って説明させて いただきます。

表紙の下に記載しておりますが、国の動き、 それから、本県の取組の順番で御説明させてい ただきます。

1枚おめくりください。

まず、国の動きについてであります。

(1) 学習指導要領でありますが、平成29年から31年にかけて改訂されました新学習指導要領は、小学校が令和2年度、中学校は3年度から全面実施され、高等学校は4年度から年次進行で実施されております。

小中高等学校に共通するポイントとしましては、情報活用能力が言語能力と同様に、学習の基盤となる資質・能力に位置づけられるとともに、ICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実が明記されたところであります。

小中高、学校別のポイントとしましては、小 学校は基本的な操作の習得、新たにプログラミ ング的思考の育成、中学校は、技術分野のプロ グラミングと情報セキュリティに関する内容の 充実、高等学校は、必履修科目として「情報I」 が新設され、全ての生徒がプログラミングなど を学習することが示されたところであります。

(2) のGIGAスクール構想についてであります。

GIGAスクール構想は、令和元年12月に国が打ち出した構想ですが、GIGAとは、「G1obal and Innovation Gateway for All」の頭文字で、「世界とつながる革新的な学びを全ての子供たちに」という意味が込められたものであります。

2ページを御覧ください。

これは、文部科学省のリーフレットから抜粋したものであります。

GIGAスクール構想は2つのポイントがあり、まず、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを整備することで、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することと、これまで我が国が培ってきた教育と最先端のICTを組み合わせることによりまして、教師、児童生徒の力を最大限に引き出すということにございます。

3つの丸枠でございますけれども、これまで蓄積された教育実践は、GIGAスクール構想により整備されたICTと組み合わさりまして学習活動が一層充実し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が図られることになります。

下の表では、左側に記載しております一斉学習、個別学習、協働学習、それぞれが1人1台端末の環境によりどのように変わるのかを表しております。

1段目の一斉学習では、子供たち一人一人の

反応を踏まえた双方向型の一斉授業が可能となり、2段目の個別学習では、一人一人の教育的ニーズや学習状況に応じた個別学習が可能となること、3段目の協働学習では、子供同士が各自の考えを即時に共有し、多様な意見を即時に触れられるようになるとしております。

なお、表の下に記載しておりますが、1人1 台端末の整備につきましては、国は当初令和5 年度達成を計画しておりましたけれども、コロナ感染拡大を受けまして、令和2年度末に前倒 しされているところでございます。

ページを1枚おめくりください。

ここでは、6月7日に閣議決定されました2 つの国の方針を掲載しております。

まず、デジタル田園都市国家構想基本方針でございます。

この構想は、デジタル技術の活用によって、 地方の社会課題の解決や魅力向上を図り、地方 活性化を加速することを目的に打ち出されたも のであります。

教育に関する部分につきましては、四角囲みの中に記載しておりますが、1つ目は、将来の地域活性化の基盤となる子供たちの教育の質を、教育DXを通じて全国どこでも向上させる必要があり、教育の機会均等、働き方改革、個別最適な学び等の観点から、GIGAスクール構想を進めることが重要であること。2つ目は、遠隔教育については、離島や中山間地域において大きな効果が見込まれるため、ICT活用をさらに進めるということが記載されております。

次に、下の「経済財政運営と改革の基本方針2022」、いわゆる「骨太の方針」でございます。

当方針にある教育に関する記載につきましては、四角囲みにありますとおり、1つ目は、教育DXにおけるリアルとデジタルの最適な組合

せの観点を踏まえつつ、あるべき資源配分の方 向性を、現在、国が策定中であります次期教育 振興基本計画に示すこと。2つ目は、1人1台 端末の下、個別最適な学びと協働的な学びの具 現化を早急に実現し、教育DXと連動した教育 のハード、ソフト、人材の一体的な改革等を総 合的に推進すること。3つ目は、ICTを効果 的に活用した、不登校特例校の設置や指導の充 実の促進を図るといったことが上げられており ます。

以上のように、2つの大きな方針の中でも、 国が今後積極的に教育の情報化を推進していく という方針が示されているところであります。

続きまして、4ページを御覧ください。本県 の取組でございます。

(1) 宮崎県「教育の情報化」推進プランで ございます。

このプランは、先ほど御説明いたしました新学習指導要領の改訂や国のGIGAスクール構想、学校教育の情報化の推進に関する法律で、各自治体において情報化の推進に関する施策の策定が努力義務とされたことを受けまして、昨年12月に策定したものであります。

計画の期間は、令和3年度から令和6年度で、 基本目標といたしましては、自分に合った学び、 仲間とともに深める学び、創造性を発揮できる 新しい「みやざきの学び」の実現としておりま す。

推進項目を4つの柱で整理しており、1つ目は、児童生徒の情報活用能力の育成であります。

児童生徒の発達段階に応じた体系的な指導や プログラミング教育の推進をその内容としてお り、主な推進事項として、情報活用の基盤とな る知識や態度について指導する教員の育成や、 プログラミング教育担当者を対象としました研 修の実施等を上げております。

2つ目は、教科指導におけるICT活用の推 進であります。

教職員のICT活用指導力の向上やICTの特性、強みを生かした授業改善の推進をその内容としており、主な推進事項として、授業等でICTが効率的、効果的に活用される体制の構築やICT教育推進リーダー等を対象とした研修の実施、ページをめくっていただきまして、クラウドサービスの利活用や1人1アカウントの発行、配付、ICTを有効に活用するための情報モラルを身につけさせる指導等を上げております。

3つ目は、校務の情報化の推進であります。

成績処理や連絡システムなど、複数の校務作業を1つのシステムに統合する統合型校務支援システムの構築・改善や情報セキュリティー対策の推進をその内容としており、主な推進事項として、新たな教育課程に対応したシステムの改修、システムの活用による業務の効率化等の推進、クラウド活用を前提とした教育情報セキュリティポリシーの見直し等を上げているところであります。

4つ目は、新しい教育様式の確立であります。 対面とオンラインの併用による教育やICT を活用した学習活動、遠隔教育等の推進を内容 としており、主な推進事項として、通常の授業 とオンライン授業のハイブリッド型授業に移行 できる授業体制の構築、他校や大学等の教育機 関、専門家等との交流の推進、家庭での通信環 境の把握・調査等を上げております。

目標指標につきましては、文部科学省の全国 調査の指標を使用しております。

1つ目は、教材研究、指導の準備、評価、校 務などにICTを活用する能力を持つ教員の割 合。2つ目は、授業にICTを活用して指導する能力を持つ教員の割合。3つ目は、児童生徒のICT活用を指導する能力を持つ教員の割合。4つ目は、情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力を持つ教員の割合であります。

作成当時に最新データでありました令和元年 度の本県の数値を基準とし、計画の最終年度で あります令和6年度には、お示ししている数値 を達成することを目標としているところであり ます。

続いて、6ページを御覧ください。

(2)整備状況について御説明いたします。

①端末等についてであります。

市町村立学校につきましては、令和2年度末 に1人1台環境整備がほぼ完了し、令和3年度 には全ての市町村で達成しております。

県立高校につきましては、令和2年度に、当時の整備基準であります3人に1台水準を達成し、令和3年度におおむね2人に1台の割合となっております。

1人1台端末環境につきましては、今年度入 学生から保護者負担により整備し、新学習指導 要領の年次進行に合わせ、令和6年度には全生 徒の整備が完了する予定となっております。

令和3年度には、経済的な理由により端末を 用意することが困難な家庭向けに貸与用端末 を3,400台整備しており、同じく、令和3年度に 指導用端末1,784台を整備したところでありま す。

また、学習環境の整備につきましては、令和2年度に、ほぼ全ての普通教室と特別教室に大型提示装置を整備し、令和3年度には、全ての高校にカメラ等の設備を備えたオンライン会議室を整備しております。

特別支援学校につきましては、令和2年度に 1人1台端末環境が整備し、同じく令和2年度 に大型提示装置を特別教室に整備するとともに、 令和3年度には、高校と同様にオンライン会議 室を整備したところであります。

続いて、②通信ネットワークについてであります。

市町村立学校、県立学校ともに令和2年度に 高速のWi一Fi環境の整備がほぼ完了してお ります。

続いて、7ページを御覧ください。

(3) 令和3年度の主な取組について説明いたします。

取組について、4つの項目として、推進体制の構築、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の教科におけるICT活用の推進、最後に、校務の情報化の推進、環境整備等に分けて御説明いたします。

まず、推進体制の構築です。

国や本県のデジタル推進に対応し、本県教育の情報化、ICTを活用した教育政策を教育庁全体で総合的に推進するため、教育政策課内に教育情報化推進担当を新たに設置したところであります。

また、全ての県立学校に、校内の情報化を推進するICT教育推進リーダーを配置しまして、定期的に研修会を実施し、現在も継続しているところであります。

情報活用能力の育成では、全ての公立学校においてICT活用などの情報教育に関する研修、オンラインで教育の情報化フェスタを実施し、その中で、モデル校によりますICT活用事例等の紹介、ICT支援員による指導主事向けの研修会やモデル校への支援を実施しております。

教科指導におけるICT活用の推進では、県

立学校において、生徒、保護者が所有する端末 を学校で活用するモデル校を指定し、令和4年 度以降に向けた教科学習等の調査研究、小中学 校においてICT活用推進モデル校を指定し、 1人1台端末を活用した授業モデル構築を行い、 実践事例動画の作成を行ったところであります。

校務の情報化の推進、環境整備等では、先ほども説明いたしましたが、全ての県立学校にカメラ等の設備を備えたオンライン専用会議室の整備、小中学校におきましては、22の市町村で統合型校務支援システムの運用を開始したところであります。

8ページを御覧ください。

続いて、(4) 令和 4 年度の主な取組について 説明いたします。

まず、推進体制の構築です。

県内の有識者、専門家、中核教員及び保護者の代表者をメンバーとする宮崎県教育DX戦略会議を設置し、本県の教育DXに関する協議や情報モラル推進事業の計画の検証等を実施してまいります。

次に、情報活用能力の育成です。

1人1台端末導入モデル調査研究では、令和6年度の1人1台端末環境の完成年度に向けまして、県内大規模校に対して県保有の端末を貸与しまして授業実践例等を発信するとともに、校内ネットワークへの同時接続検証を実施いたします。

Google Workspace実証研究 モデル校では、Google社の端末、クロー ムブックを全校生徒、職員に1人1台配布し、 キャリア教育等の取組等を県内外に発信いたし ます。

教科指導におけるICT活用の推進です。 新時代に対応した高校授業改革推進事業では、 高校におけるICTを活用した個別最適な学びの実現のため、指導と評価の一体化につきまして、7教科において研究校を指定し、その成果を発信し、県内教員の教科実践力の向上を図ってまいります。

ICT活用推進モテル校では、小中学校におきましてICT活用に関する先進校2校と推進モデル校8校を指定し、ICTを効果的に活用した授業公開を実施いたします。

ICT教育推進リーダー研修会では、必須の研修といたしまして、小中義務教育学校のIC T教育推進リーダーを対象に情報モラル教育に関する講義等を実施してまいります。

次に、ICTを活用した授業に関する研究です。

大変申し訳ありませんが、資料に修正がございます。

説明内容の2行目に、「特別支援学校3校」と、3行目の最後に、「各年度3校ずつ」と記載しておりますが、正しくは、「4校」であります。お手数ですが、訂正をお願いいたします。

この取組では、特別支援学校においてICTを効果的に活用し、一人一人の自立を目指した 資質・能力の向上を図るため、各教科や職業教 育、自立活動等の授業に関する研究を実施いた します。

9ページを御覧ください。

情報モラル教育推進事業では、児童生徒が自分で考え、解決できる力を身につけることを目指した情報モラル教育の研究等を実施いたします。

続いて、校務の情報化の推進、環境整備等で す。

教育DX推進連絡協議会では、県立学校の管理職、ICT教育推進リーダー等担当者を対象

に研修を実施いたします。

新時代へのみやざき高等学校教育魅力化推進 事業では、中山間地域の高等学校の魅力を高め、 地理的制約を超えた多様な学びを提供するため、 遠隔・オンライン授業の活用による教育実践や 他校との交流等の取組を推進してまいります。

GIGAスクール運営支援センターでは、県内学校におきまして、1人1台端末環境による教育活動が展開される中でのトラブル等の増加に対しまして、応急対応できる支援体制とネットワーク環境の整備を行います。

令和4年度の取組は、以上となります。

今後も引き続き、宮崎県教育の情報化推進プランに沿い、誰一人取り残さない、ICTを活用した教育を推進してまいりたいと考えております

説明は、以上でございます。

○安田委員長 執行部の説明が終わりました。 御意見、御質疑がございましたら、御発言をお 願いいたします。

○満行委員 6ページに、通信ネットワークについての記述があるのですが、ほぼ完了ということになっています。次のページ、令和3年度、令和4年度の主な取組についても、通信ネットワークについての記述はないので、完了というふうに思うところなのですが、2ページに書いてあるGIGAスクール構想について、1人1台端末と高速大容量通信ネットワークを一体的に整備することは、完了しているというふうに捉えてよろしいでしょうか。

〇中尾教育政策課長 通信環境につきましては、 全ての市町村におきまして高速通信網を既に整 備したところでございます。

また、県立学校につきましても、令和2年度 にネットワークの機器や配線の入替え、増設等 を行いまして、高速通信網を整備したところで あります。

○満行委員 高速通信回線というのは、光回線 ということでよろしいですか。

○中尾教育政策課長 そのとおりでございます。 ○満行委員 僻地の学校まで本当にそうなって いるのか、私は非常に疑問に思っています。 3 ページには、誰一人取り残すことのない教育の ためのGIGAスクール構想を進めることが重 要だと書いてあるのですが、本当にその僻地の 学校まで光回線が入っているのか、そこが一番 重要だと思ってます。端末1人1台ずつという のは大事だと思うのですが、何十人という子供た たちが、大きなところでは何百人という子供た ちが一斉に使うと、当然、大容量の回線でない と引っかかってしまうと思います。そこの環境 整備が、私は一番の基本の部分だと思うのです。

ただ、外部の高速回線の整備というのは、教育委員会が所管でないと思うのですが……。通信網を整備したとおっしゃるけれど、本当に苦労している学校現場が多いのではないかなと。今おっしゃったのを私は信じたいけれども、本当に宮崎市内の子供たちも僻地の子供たちも、同じ環境で教育を受けられているのかというところが非常に大事だと思います。そこのところをもう一回、確認したいと思います。

〇中尾教育政策課長 御指摘ありがとうございます。

確かに、全ての市町村におきまして高速通信網を整備したところでありますけれども、実際の通信速度につきましては、その時間帯でありますとか、地域の利用者数、それから、契約事業者など環境が異なるため、市町村、学校によってどうしても差が生じるところはあるかと思います。

県といたしましては、今回の資料の最終ページに記載しておりますけれども、GIGAスクール運営支援センターの予算を今議会でお願いしているところであります。

その中で、接続、設定等に関する市町村からの相談等にも応じることとしておりまして、側面的に市町村を支援してまいりたいと考えております。

○佐々木義務教育課長 今の件につきまして、 多くのところで光回線が整備できておりますけれども、市町村によっては光ネット回線ができていないところもあると伺っております。

ただ、高速ネットワークの設置はできている ということではあります。

ただ、今お話がありましたように、まだ入ったばかりですので、やはり何らかの原因でなかなかうまく通信速度が確保できないというような課題は聞いておりますので、県としても今後市町村とまた連携しながら、しっかりと確保できるように協力していきたいと考えております。

〇満行委員 高速回線とおっしゃるけれども、相当な差があるわけです。学校内の環境整備というのは、当然教育委員会としてはしっかり、スムーズにやる必要があると思うのですが、ただ、その回線は借りてやるわけで、教育委員会としてはそこがもう限界だと思います。

ただ、市町村のその学校に光回線が入っていない現実をいかに早く解消して、どこにいても同じ教育環境で学べるというのが宮崎の方針だと思うのです。そのためにはしっかり知事部局と協議をしていただいて、せめて義務制の学校には光回線を入れてほしい。その取組をされているかどうかというのを聞きたいところです。

〇佐々木義務教育課長 おっしゃるとおりだと 思います。今後ともいろんな課題をお聞きしな がら、市町村と十分にお話をしていきながら確保できるように進めていきたいと思います。ありがとうございます。

- ○満行委員 ぜひよろしくお願いします。
- ○蓬原委員 やや関連するのですが、5ページに、新しい教育様式の確立、児童生徒の家庭での通信環境の把握・調査となっています。この1人1台端末、自宅学習というのがあるわけだから、当然、自宅に持って帰れるわけですよね。
- ○佐々木義務教育課長 これは、国の調査によると、一応持ち帰りができる準備は、全部ではありませんが、85%程度の学校でできているという調査結果が出ています。
- ○蓬原委員 準備ですか。準備というのは、どういうことですか。
- ○佐々木義務教育課長 持ち帰ることができます。ただ、家庭によっては、まだ持ち帰ってもオンラインでつなげられないようなところもありますので、そういうところは今学校のほうでもルーターを貸し出したりしています。学校の課題だけは持って帰ってもらってオフラインでやるとか、いろんなことをまだ検討している途中だというところもあるということでございます。
- ○蓬原委員 それで、ここにある通信環境の把 握調査となっています。恐らく、御家庭でそう いう通信環境がないところがあって、そこには 当然、教育格差がこれによって出てくるわけで す。今、貸出しのルーターということがありま したけれど、ここをどう手当てするか。

「デジタルディバイド」という言葉、つまり情報格差――都心部はいいけれども、地域によっては高速回線がなかったり、電波が届かなかったり、電話線も届かなかったり。電話は大体モジュール線で100%よくなったのでしょうけれ

ど。デジタルディバイドをなくさないと、そういう教育の格差が大きくなってしまう。これについては相当エネルギーを入れないと、ある子供は持って帰っても使えない、だけど、ある子供は使えるということで、大きな問題ではないかと思います。この実態の把握調査は、もう全県、全域網羅されたのですか。

- ○佐々木義務教育課長 おっしゃるとおり、これは全県で調査をしております。
- 〇蓬原委員 その結果が、さっきおっしゃった、2割が届いていないということですか。
- ○佐々木義務教育課長 おっしゃるとおりでご ざいます。
- ○蓬原委員 私は、固有名詞を出せばiPadを持っていますけれど、これはWi一Fiというか、光で来るのと携帯電話回線でつながるというのもありますよね。私は携帯を持っているので、この携帯で一緒につながる、連動しているということで、外にいてもどこにいても電話回線でつながるという方式も取れます。技術的な話になるので私も確定的なことは言えませんけれど、携帯があればできるのかなという気がするので、その辺りの研究もひとつありました。

学校内は教育委員会の管轄だけれども、その他、一般のところのインフラ整備というのは、 行政なりが民間と協力してやらないとできない ことだと思います。そこら辺りもしっかりと見 ていただいて、教育格差がでないようにしてい くことが肝要かなと思いますので、強く申し上 げておきたいと思います。

○濵砂委員 教えてください。市町村立学校に 令和2年度末に1人1台というのは、これは小 学校1年生から全ての児童にということですか。 ○佐々木義務教育課長 はい、そうでございま す。1年生から全ての児童生徒でございます。

- **○濵砂委員** 1年生は、これでどのような学習 をするのですか。
- ○佐々木義務教育課長 1年生におきましては、 地域の様子を調べたりとか、それから、画像を 撮ったものを自分で絵を描くときに活用したり とか、そういう基本的な活用から始めておりま す。
- **○濵砂委員** 例えば、病気で欠席をしたときとか、学校の授業の内容が同時に、その子供に伝えることもできるのですか。
- ○佐々木義務教育課長 基本的には、可能であるとは思います。

ただ、それは家に帰ってからまた子供が操作をしたりとかということもありますので、今その辺りを学校としてもいろいろ工夫をしながら、検討しているというところだとお聞きしております。

- ○濵砂委員 心の病等で長期欠席をして、長期間を家庭で過ごす子供たちと、これで同時に授業が進行を進められるという可能性があるのですね。
- ○佐々木義務教育課長 可能性はあると思います。
- ○濵砂委員 それから、更新については、四、 五年に1回という計画ですか。
- ○佐々木義務教育課長 更新が入ってきますと、 またお金がかかるということがありまして、そ こは市町村としても非常に今懸念されていると いうようにも聞いています。
- **○濵砂委員** 参考までに教えてください。義務 教育の市町村立学校の導入台数は何台ですか。
- ○佐々木義務教育課長 台数までは、申し訳ありません、把握はできていないところでございます。
- ○濵砂委員 児童数ということですね。

- **○佐々木義務教育課長** 県内の小学校の児童数 が約5万9,000人、中学校の生徒数が約3万人と いうところでございます。
- ○日高利夫委員 関連でいいですか。今の濵砂 委員の質疑に対し、数字が出てこないというの はどういうことでしょうか。市町村ごとの数字 を上げて統計を取っているとか、そういうこと はないのですか。聞かれて、その数字を把握し ていないということでしたが、生徒数と単純に 考えてわかるのではないですか。

というのは、端末を入れるときに、それは当然リース契約でやっているわけですよね。それだったら、合計すればすぐ出てくるという話にはならないのでしょうか。

- ○佐々木義務教育課長 おっしゃるとおり、購入するときには各市町村がそれぞれで契約を結ぶということになっておりますので、それは県を経由しておりません関係で、数字は上がってこないということでございます。
- ○日高利夫委員 行政の話ですが、昔はパソコンもいろんな機種がありましたよね。○Sもいろいろ違っていて。だから、各市町村も使うコンピューターによって連動ができないということもあるから、今、国は一生懸命、自治体を全部統一したシステムにしようとしています。

学校がそれぞれ個別に購入するということになると、パソコン自体のOSの問題とか、使い方の問題とか、いろいろ課題があると思います。それぞれの市町村が、どこのメーカーと契約するのかは自由ですか。

○佐々木義務教育課長 市町村によって違いまして、県内で3つのOSが利用されております。

確かに、先生方が異動した場合には、また新たにOSが変わるということで、その辺りの課題も上がっているということでございます。

O日高利夫委員 結局、OSが3つあるという ことは、将来的にはやはり統一したOSにしよ うというような話が、国としては出ているので すか。

○佐々木義務教育課長 ○ S を統一ということ については、今はまだ話を聞いておりません。

○日高利夫委員 不登校の問題については、これまで何回も一般質問でもお願いをしてきました。今、1人に1台、誰も取り残さないということで、それがうたい文句ですけれども、実際、不登校の生徒のところには、端末は渡っていますか。

○佐々木義務教育課長 不登校の子供たちであっても児童生徒ですので、端末は確保されています。

○日高利夫委員 今始まったばかりだから、先生方も大変なところで、時代はどんどん変わっていくし、コロナの中で大変だと思います。だから、1人1台やったからということで、1年や2年でこれがうまくいくとは、当然、誰も思わないわけです。その中で、不登校の生徒はどんどん取り残されていってしまうような気持ちがずっとあるわけです。

イメージとしては、例えば、不登校の生徒は、何人かの先生がまとめて、一緒に教育をするような県内のネットワークを組むということを ——それはすぐにはできないと思いますが、どうかひとつよろしくお願いをしておきたいと思います。

○蓬原委員 5ページの目標指標というのがあります。令和6年度の目標値が80%、90%とありますが、これは、理想は100%ではないのでしょうか。令和6年度の先には、100%という数字が出てくるのですか。

〇中尾教育政策課長 この目標値のところでご

ざいますけれども、確かに、100%を達成するというところが理想かと思っております。

この目標につきましては、また2年間隔を目途に計画を見直しますので、その時点でまた上方修正等をかけていきたいとは思っております。この目標値を設定したときが、先ほども申し上げましたが、令和元年度の基準値をベースに考えていたところでございます。その辺りも含めまして、この数値に設定したところでありますが、先ほど申し上げたとおり、状況に応じて上方修正はかけていきたいと考えております。

○蓬原委員 だから、理想というか、最終の目標は100%だけれども、現状に鑑みて令和6年度は80%、90%という実現可能な数字を上げたというふうに理解していいですね。

〇中尾教育政策課長 その辺りと、また一定程 度目標値を高めるというところも踏まえて、こ の数値にしたところでございます。

○蓬原委員 100%でないといけないはずですよね。よろしくお願いいたします。

〇星原委員 7ページのICT支援員派遣について、県内にこの支援員という人はどれぐらいいるのですか。

○中尾教育政策課長 こちらは、昨年度行った 事業でありまして、IT業者に委託をしてIC T機器をスムーズに使えるためのサポートで あったり、ICT環境の運用・管理等を行った ところであります。

詳細な人数というのはちょっと今手元にございませんけれども、業者に委託しまして、各エリアに配置して、市町村、県立学校等を巡回してサポートを行ったところであります。

○星原委員 小中学校、県立学校、その学校ご とに指導、教育できるだけの能力を持った先生 たちがどれだけいるのか。その辺は心配ないの でしょうか。

同じ時間に、県内の小学校1年生から高校まで学年ごとにオンラインで授業ができたら―― どこかに本部があって、そこで全体にオンラインで流すと均一な教育ができるのではないかと感じたところです。そういう考えというのはないのでしょうか。

○中尾教育政策課長 昨年度からの取組といた しまして、各学校にICT教育推進リーダー、 リーダーとなるべき人を必ず1人は指定するよ うにしておりまして、その方が中心となって学 校で定期的に研修会等を開催しているところで あります。

また、教育研修センター等でも、1回の研修 等を今年度も実施しております。

また、先ほど申し上げました資料の最後に記載しておりますけれども、GIGAスクール運営支援センターで各学校のネットワークの点検だったりとか、相談体制、そういったものも併せて実施することとしているところでございます。

○星原委員 私の思いは、その指導する学校の 先生同士がそれぞれに能力の差があると、様々 な課題が出てくるので、学年ごとに全県下同じ ところから流してやるような方法のほうが均一 になるのではないかと。

各学校でやるんだったら、普通の授業と同じ 形だけれど、せっかくこういう I C T により情報通信が発達した世の中だったら、学年ごとに、子供たちの端末に流していくような形でできるのではないかという気がします。これから学習塾なんかに通う子供たちが、家庭の端末により東京での講座を地方でも受けることができるのではないかと思っています。そういう形の取り入れというのはできないものですか。 ○中尾教育政策課長 おっしゃるとおり、IC Tを使った効率的な指導というところが非常に 重要な視点だと思っております。

昨年度からも実施しておりますけれども、情報フェスタ、そういった形で各県立学校に同時にオンラインで配信したりとか、また各学校で授業研究をされておりますけれども、その動画を研修センターのホームページに載せて共有できるような仕組み等も構築しておりますので、さらに充実してまいりたいと考えております。

○星原委員 もう一件、支援員というのは民間に委託しているというような話がありました。 県北、県央、県南と見たときに、そのエリアの中に委託を受ける企業というか会社があって、 指導するような形と捉えていいのですか。

○中尾教育政策課長 この事業は、昨年度実施 した事業でございますけれども、先ほど申し上 げましたが、各エリアにそういった人を置きま して、エリアごとに市町村であるとか、高校等 に巡回をしながらサポート等を行ったところで あります。

〇安田委員長 よろしいでしょうか。

〇星原委員 はい。分かったような、分からないような。

○図師委員 資料8ページ、本年度の主な取組の中でも情報活用能力の育成について、高校に関しては県内の大規模校4校を対象にという形で整備と実践が行われていくようですが、あえて大規模校ではなくて、小・中規模の高校にまずターゲットを絞って、そこで実践をしていくという方が──星原委員が今言われたように、どこでも同じような学習機会が与えられるとか、小規模校でも非常に質の高い授業が受けられるというような体制につながるのでいいのではないかと思います。

また併せて、ネットの授業が、教職員の方々の労務の軽減にもつながるので取り入れられると思います。

ただ、懸念するのは、ネットの授業で、その近くに管理する先生はいらっしゃるのでしょうけれども、集中力がどのくらい持続するのかとか、そういう授業で、果たして成績が向上するのにつながるのかという検証が必要だろうと思います。

繰り返しになりますが、市内の大規模校はも う必然的に質の高い教育が整っているので、地 方とか中山間地とか僻地の小規模校、中規模校 にまずターゲットを絞っていって整備をしてい くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋高校教育課長 9ページの校務の情報化の推進、丸の2つ目、「新時代へのみやざき高等学校教育魅力化推進事業」というのを昨年度から始めております。

文科省のほうも、平成27年の4月から遠隔授業が可能ということで、先ほど話した合同授業型でありますとか、教科科目充実型ということが認められるようになっております。現在も、例えば1人の教員に対しては生徒40人まで、36単位までしかできない等、様々な条件がある中で研究を進めている状況でございます。

「新時代へのみやざき高等学校教育魅力化推 進事業」でございますけれども、現在、宮崎南 高校と福島高校、延岡高校と高千穂高校の4校 が推進校となっています。実際に、大規模校の 延岡高校、あるいは宮崎南高校の教諭が福島高 校、高千穂高校の生徒を相手に遠隔授業を実施 しております。

小規模校では選択科目が実際に十分でない 一例えば、福島高校ですと、理科の先生はい るのですが、特に物理の専門の先生がいないと いうことで、物理教科を配信するなどの研究を 行っております。今年が2年目ということで、 実際に授業を行いながら検証しております。来 年度はさらに教科を増やす予定です。時間割を 合わせたり、テストをどんな形でやるのか、放 課後の質問時間をどう取るのか、いろんな課題 も出てきております。これをまた来年までに研 究をし、その成果をまた全県的にどう広げてい くかということもしっかりやっていきたいと思 います。

○図師委員 本当に、いい方向性で取組が始まっていると思いますし、これが全県下につながっていくことを期待しております。

私は、校区撤廃によって地方の生徒たちが市内の大きな高校にどんどん流れてしまって、中規模校、小規模校の定員割れがあるのをずっと見てきています。これが遠隔授業化されて、規制が緩和され、授業数が増えていくことにより、そういうのに歯止めがかかるというような効果まで、ぜひつなげていただければと思います。何かそういうようなビジョンがあれば教えてください。

○高橋高校教育課長 今、おっしゃっていただきましたように、やはり小規模校の魅力化、特色づくりという部分で、地方にいても多様な学びがしっかり受けられることは非常に大事なことだと思っております。

ぜひ、今の考え方を生かして進めていきたい と思っております。

○図師委員 期待しておきます。

○西村委員 このGIGAスクールの取組については、例えば、タブレットを導入して、板書が要らないとか、家に授業内容を持ち帰れるということはすごいメリットがあると思うのですが、今ある授業の、いわゆる二階建てのような

形でやっていくと、先生方の負担――今はまだ 導入時期で非常に負担が大きいところもあるか と思います。その負担を、今後、どのように減 らしていくのかという点と、今、ただでさえ小 中学生のいわゆる学校へ持っていく教材が多過 ぎて問題になっている中で、さらに精密機器を 持ち帰らせるとなると、それだけでも非常に壊 れるリスクというのも増えると思うし、場合に よっては、何台も壊れていくと授業のときに困 ることもあると思います。その2点についての 考え方が今あれば教えていただきたいと思いま す。

○佐々木義務教育課長 小中学校におきまして も、今、高校からも先ほどありましたけれども、 モデル校を8校指定して取り組んでいます。それ以外に2校、先進校としまして西米良の小中 学校にも入っていただいて──あそこが先進的 にずっと進められておりますので、ぜひ県内の 市町村の学校にも参考にしていただこうという ことで、今広めているところです。これが2年 目になりますので、随時、研修センターに授業 の様子を動画で載せたりして、それをいつでも 見てもらえるような仕組みも今考えております。

また、研修センターでもいろんな研修を組んでおりますので、始まったばかりでなかなか先生方の苦労も多いと思うんですけれども、少しずつそういう情報提供または協議の時間を取りながら、進めていきたいと考えております。

2点目につきましては、つい最近は、文科省のほうからも、学校に置いておかないといけないもの、置いていいもの、持って帰らないといけないものを随時検討するようにということも言われております。県もそれを周知しており、新たにICTの端末機が入りましたので、改めてそこはまた学校で検討していかなければいけ

ない課題だと捉えております。

○横山特別支援教育課長 特別支援学校におきましても、資料の8ページ、一番下の段にありますとおり、毎年4校ずつ研究指定を行いまして、そこで授業でどのようにICT機器が使えるか、そういった研究をしております。研究した学校につきましては、その研究成果をほかの支援学校にも広めて共有できるようにということを考えておりまして、これを3年間、1年間に4校ずつ全ての特別支援学校で実施したいと考えております。

この取組を通して、先生方がICT機器を使った授業の仕方に慣れて、先生方の負担軽減にもつながるのではないかと考えているところです。

2点目の持ち帰りの負担につきましては、支援学校でも小中学校と同様に必要に応じて持ち帰るというふうにしておりますので、負担も考慮しながら必要に応じて検討したいと考えております。

○高橋高校教育課長 高校教育でございます。 この資料で行きますと、8ページのICT活用 の推進という部分の丸の1つ目、「新時代に対応 した高校授業改革推進事業」というものを今年 度から始めたところです。

高校におきましては、様々な教科に専門性が ございまして、普通教科でありましても、例え ば英語であればネイティブスピーカーの発音に 活用し、非常に早くICTが進んだのですが、 数学等ではなかなか、どう活用すればいいかと いうようなところで、教科によってそれぞれ違 いがあります。

例えば、実習をやる教科等では、自分がやっている実習の姿を全部録画しながら、それを後から見直すことで技術の向上にもつながっているというような部分もございます。これまでは

全体的な使い方だったのですが、今年は教科に 区切って各学校に研究をお願いしているところ でございます。

これをまた、来年、再来年と続けていきまして、全ての先生方にこの成果をお伝えしていきたいと思っております。

○西村委員 ありがとうございます。それぞれが試行錯誤しながらやっており、まだ導入期というところがあると思いますので、また検討を重ねていただきたいです。最終的には、教科書も全部1枚のタブレットに入ってくる時代になるかもしれませんし、そうなると、今までみたいな大きいランドセルとか、ショルダーバッグを持って行かなくてもよくなるのかなという期待もあります。もちろん紙の教科書のよさというのも当然あると思いますので、できればそういう負担軽減につながるようなことを、やはりメリットとして導入していただきたいと思います。

○濵砂委員 タブレットはどのくらいの大きさ、 重さですか。小学校も高校まで全部一緒ですか。

○中尾教育政策課長 製品によって若干の重さの違いはありますけれども、基本的な大きさは、この委員会資料、A4サイズくらいの大きさです。これにキーボード等が加わったものもございますけれども、標準的な大きさとしては、この程度となっております。

○濵砂委員 例えば、今、小学校の6年生がそれを1台与えられたとして、5年間ぐらいそれを継続してずっと使っていくことはできるわけですか。高校生まで使っていくとか。

〇中尾教育政策課長 小中学校におきましては、 基本的には学校のほうで備え付けておりますの で、それを高校に持っていくということはでき ません。 **○濵砂委員** では、使う人が1年ずつ変わっていくわけですか。

○中尾教育政策課長 学校によって、取扱いは違うと思いますが、基本的にはそのまま自分の、貸出しの端末を学年に応じて持ち上がっていくというような形になろうかと思います。

○濵砂委員 そうだろうね。確認でした。

○星原委員 素人的な考え方ですが、普通教科 の先生方によっても、子供たちがやはり好きな 先生と嫌いな先生がいたりして、いろいろと親 から話を聞くことがあります。新しいこういう 形で授業をするとなると、また研修会なんかも やられているのでしょうが、能力差があって教 え方、指導の仕方、使い方、いろんな面で差が 出るのではないかなと危惧したところです。

若い先生と我々50代ぐらいから上の先生では、 研修会の内容が同じでも、のみ込みの違いとか いろんなこともあるのではないかなと思ったり するのですが、そういうことは考えなくていい のでしょうか。

○佐々木義務教育課長 おっしゃるとおり、現 実問題は、やはり教員によっては苦手な先生も いらっしゃるのは事実でございます。

特に今入ったばかりで、なかなか難しい面が ございますので、先ほども申しましたように、 各学校に推進リーダーが、一生懸命に苦労しな がら校内研修で伝えつつ、そしてリーダーも皆 県内で集まって、どういうふうに進めればいい かというものも協議しながら今現在進めている 状況であります。

できるだけ、そういう差が出ないように取り組もうとしているところであります。

〇日高陽一委員 先日、三股のほうの学校に行かせていただいたのですが、そのリーダーの先生も全くできなかったという状態からリーダー

になられたという話を聞いて、もう本当に大変 だなと思っています。もちろん、始めればでき るようになるのでしょうけど、やはりその差を なるべくなくすようにしないといけないと思い ます。そのリーダーの先生によって、その学校 のレベルは変わってくると思いますが、その研 修というのはどれぐらいあるものですか。

○佐々木義務教育課長 小中学校におきまして は、本年度からスタートしまして、先日1回目 をやったところです。おっしゃったように、リ ーダーによっては、全部を求められるものだか ら孤立しがちだというのもありました。できる だけ協議する機会を持ちたいと思いますが、今 のところは年に一回ですけれども、今後はまた 検討して増やしていくことも考えているところ であります。

○日高陽一委員 それこそ、オンラインとかで数を増やしていかないと、年に一回とかではちょっと厳しいのかなと思います。なるべく研修は行ってレベルアップをしていただきたいと思います。

〇中尾教育政策課長 今年度から、教育研修センターで、情報活用に関して苦手な人向けに対して、小中高、全ての先生に対して研修を行う予定でありますので、そういった研修を通じて指導力の向上等を図っていきたいと考えております。

〇日髙陽一委員 よろしくお願いします。

○佐々木義務教育課長 先ほどのリーダーの研修会につきましては、おっしゃるように、オンライン等でできますので、引き続きそれを進めていきたいと思っております。

それから、教員の研修につきましても、研修 センターでの初任者向けの研修を、年に二回受 けられるようにはしているところで、そういう のも十分に活用していきたいというように考え ております。

〇日髙陽一委員 よろしくお願いします。

○河野委員 このICTを活用した新しい教育の様式の確立について、僕は可能性があると思っています。1つ目の推進事項、通常の授業とICTを活用したオンライン授業双方のハイブリッド型授業に移行できる授業体制の構築とあるように、先ほど日髙利夫委員からもありましたけれども、取り残されていた子供たちがこれで救われる可能性が出てきたといういうふうに思います。

例えば、不登校の児童生徒に対する学習指導にしても可能性が出てくると思います。それから、病気療養児に対する学習指導も可能性が出てくると思います。そういうふうに、プラスの受け止めで、今後、学校現場が、また教育委員会が進んでいただくと、本当に大きく変われるのではないかという気がしたところです。感想です。よろしくお願いします。

○日高利夫委員 関連して、最近、テレビを見 たのですが、中学生で2時間ぐらい平均でスマ ホを使っており、そういった依存症の問題、視 力の問題があるのではないかと思っています。 そういった子供たちの視力の問題について、国 の調査があったというような報道を聞いたので すが、そういうのがあったのでしょうか。

〇中尾教育政策課長 文科省が昨日発表しました「児童生徒の近視実態調査結果」、これによりますと、小学生と中学生において、学年が上がるにつれて近視が進むという傾向があることが分かりました。

同時に、生活習慣の調査ということで、学校 以外でPCとかタブレット、平均使用時間を調 査しております。学年が上がるにつれて上昇し ており、一日120分以上の割合が、中学3年生では2割以上に達しているといったという結果が出ているところでございます。ただし、デジタル端末の長時間利用と視力低下との直接の因果関係について、明白に出されたものではないということで、今後、関連について詳細を分析していくと聞いております。

〇日高利夫委員 そういう状況の中で、例えば、 そのタブレットを一日どれくらい見たらいけな いとか、そういう統一的な基準があるのでしょ うか。

〇中尾教育政策課長 文科省が端末利用に当たっての啓発リーフレットというものを作成しておりまして、端末を見るときには、目と端末の間を30センチ以上離すことだったりとか、30分に1回は画面から目を離して20秒以上窓の外を見たり、後は、就寝1時間前はデジタル機器の利用を控えることといったような方針等を示しておりますので、その辺りを改めまして各学校等に周知をしていきたいと思っております。

○日高利夫委員 テレビを見ていたら、10分ごとにタブレットをしまうという基準を決めている学校もありました。今、30分という数字が出ましたけれども、その辺はしっかりと基準をつくって指導することは必要かと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それからもう一点、先ほどの話にあった台数の問題です。この資料の中に1人1台は完了しているという文言を出されているわけですから、それが何台なのかなということが数字で出てこないこと自体、おかしいと私は思います。市町村に数字を上げさせて、人数と合致していますから完了ですよという確認は最低限行っておくべきだと思いますので、その辺はまた御検討をいただきたいと思います。

それから、あと一、二点。皆さんは、仕事でパソコンを使用していますが、データをUSBに入れて自宅に持って帰ることはできるのですか。

〇中尾教育政策課長 情報セキュリティーの関係で、USBを自宅へ持ち出すということはできないようになっております。

〇日髙利夫委員 パソコンは、どうですか。

〇中尾教育政策課長 コロナ禍において、自宅 で用務等を行う場合は、各課に備付けの持ち帰 り用のパソコンがありますので、それを所属長 の許可を取った上で持って帰るというような方 法になっております。

○日高利夫委員 もう最後にしますけれど、この5ページの上から4行目です。校務の情報化の推進ということで、統合型の校務支援システムの構築というのがありますが、これは働き方改革もこの中に入ってきているのかなと。ですから、子供たちの問題ではなくて、皆さんの業務の問題とか、そういうことだろうと思います。

昨日、皆さんもテレビを見られたでしょうけれども、尼崎市で45万人分の情報がUSB1つで漏えいしたというような話もあります。これは、この場ではなくて、本来は総合政策部のほうで話すべきことかもしれませんけれども、学校の先生は子供たちの成績とかを家に持って帰ったりしてはいけないということを、以前は厳格にやっていましたよね。USBは絶対に持って帰ったら駄目だよと。パソコンだって家に持って帰ったら駄目だよということもあったけれども、今言われたように、コロナ禍で状況がちょっと変わったというのはあるかもしれませんが、子供たちの個人情報の漏えいがないよう、この辺をもう一回、しっかり統制を取っていただくように要望をしておきます。

○太田副委員長 情報モラルについて、例えば 5ページだったら上から3行目のところに、情報モラルを身につけさせる指導、そして最後の 9ページのところにも、一番上に、情報モラル 教育推進事業とありますが、この情報モラルと いうのは、こういうことはしてはいけませんよ ということを、子供たちに指導することだろう と思います。

高校まであるから、その理解度とか習熟度でもっと高度な悪い使い方をすることもあるかもしれないと思って。どのようなものを情報モラルとしてきちんと守ろうとされるのですか。

○中尾教育政策課長 情報モラルについてでございますが、情報社会で適正な活動を行うためのもとになる考え方、そういった態度、そういった態度、そういったりとになる考え方、そういった態度、そういったりには、例えばSNS等で不適切な書き込みをするとか、人権の問題であったり、無断で漫画等をアップすると著作権等の侵害等にもなります。また、人を傷つけるような文言を書くと、人権侵害にもなりますので、そういったルールであったりとか不正請求などのリスクの問題、先ほど申し上げました長時間利用によります健康被害、そういったものを含めた上でトータルの情報モラルというような形で、各児童生徒等に周知をしていきたいと考えているところです。

○太田副委員長 分かりました。ルールも含めて、きっちりと小学生時代から教えていただきたい。よろしくお願いしたいと思います。

〇安田委員長 ほかに何かないでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇安田委員長 それでは、これで終わりたいと 思います。執行部の皆さんは御退席していただ いて結構です。 暫時休憩いたします。 午前11時12分休憩

午前11時14分再開

○安田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

協議事項、(1)県内調査についてであります。 まず、7月26日、27日に実施予定の県南調査 でありますが、お手元に配付の資料を御覧くだ さい。

前回の委員会におきまして、調査先について 御一任いただきましたので、御覧のような日程 案を作成いたしました。

7月26日、まず小林市役所、次に社会福祉法 人スマイリング・パーク、都城市役所に伺いま す。宿泊は、都城市内を予定しております。

27日には、有限会社新福青果と串間市役所、 南那珂森林組合に伺いたいと思います。この調 査につきましては、調査先との調整も進めてお りますので、できれば、この案で御了承いただ いてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇安田委員長 それでは、そのように決定いた します。

なお、諸般の事情により、変更が出てくる場合もあるかもしれませんが、正副委員長に御一任をいただいてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇安田委員長 次に、8月9日、10日に実施予 定の県北地区の調査についてであります。

資料はございませんが、現在、ICT教育の取組を調査するため、佐土原高等学校、それと製造業におけるDX化を調査するため、アルバック機工株式会社、DXによる地域づくりの取組を調査するために、一般財団法人つの未来まち

づくり推進機構、工事現場でのICT活用の取組を調査するため、旭建設株式会社、AI・データを活用したスマート農業の普及の取組を調査するため、テラスマイル株式会社を検討しております。

これらの候補地を中心に行程を組んでいきたいと思いますが、そのような形で準備させていただいてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇安田委員長 次に、協議事項(2)次回の委員会についてであります。

次回委員会につきましては、7月20日水曜日 を予定しておりますが、委員会の内容について は、御意見はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○安田委員長 特にないようですので、次回の 委員会の内容につきましては、正副委員長に御 一任いただいてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇安田委員長 最後に、協議事項(3) その他 で何かございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○安田委員長 次回の委員会は、7月20日水曜 日、午前10時からを予定しております。よろし くお願いいたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたし ます。お疲れさまでした。

午前11時18分閉会

署名

デジタル化推進対策特別委員会委員長 安田 厚生